がいます。そんな皆さんのお話を聞き、就業と生活に関する支援を行うため、本年四月に保健福祉セン

障がいのある人で、「働きたい」という気持ちがありながら、さまざまな事情で仕事に就いていない人

ターの一階に開設されたのが、「兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センター」です。

今回は、同センターの活動を通して「働きたい」気持ちを応援していく取り組みを紹介します

11 働 き しい 11 を 応 援 しい ま す

「自分らしく輝いて暮らせるまち」 指 を

問 市役所で仕事をされている視覚障 ら清掃会社のパート社員として、 お話を伺ったのは、本年五月 いと知的障がいがある人です。 「仕事の内容を教えてください」 「朝七時から十二時までの勤 仕事をしていて感じることは 市役所前広場の清掃、 務で、ペットボトルの整理や 束などをしています」

活を送りたい人同士の交流の場です。

就職した人への

ることを目指しています。

人が、就職や生活の安定につなが

インタビュ

ました。今回はその内容について

り仕事に就かれた人にお話を伺い

このたび、

センター の支援によ

おり、働きたい」希望をお持ちの 仕事に就いていない人だけでな業所です。 社会性を学ぶ勉強会等も開催して では、サロン(内容は左に掲載)や えているかたもいます。センター る人の就業と生活の支援を行う事 暮らしがしたい」という悩みを抱 く、仕事に就いたとしても、職場の 庫県の委託を受けて、障がいのあ (間関係がうまくいかない] 一人

現在まで無遅刻・無欠勤を続け 話が聞けて楽しいです」

答 早朝からの仕事で大変ですが、 「センターが開催しているサロン に参加して感じることは」 ますが、参加すれば他の人の 仕事を気にしながら行ってい いといけないので、次の日の 気を付けて取り残さないよう 付かないことがありますが、 にしています」 朝六時には仕事で家を出な この吸い殻がよく捨ててあ 、空き缶やペットボトル、た 右目が少し悪いので気が

市役所前広場での清掃作業

■受付時間

平日・午前九時

午後五時三十分

■問い合わせ 場所

保健福祉センター一階

験は就職活動を進める上で、働く を積極的に行っています。 適性について知るために職場体験 として仕事について考え、自分の セ タ か ら の お 願 い

支援センターは、厚生労働省と兵

/庫県阪神南障害者就業・生活

就業・

生活支援

「市役所前広場のベンチの下

センターとは?

意味や就労マナー等、多くのこと を学ぶよい機会になっています。 職場体 習を受け入れていただける会社や ちしています。助成金等の制度の 雇用を検討していただける会社や 説明など情報提供も行っています。 お店がありましたら、ご連絡をお待 お店を探しています。 また、期間の長短に関わらず、 そこでセンターからのお願いで 障がいのある人の職場体験実



開店準備の体験実習 /コープディズ 芦屋店

障がいのある人や家 開設

センターでの「サロン」

■開催日 月2回(隔週月曜) 詳しい日程は下記へ

社会生活につないでいくため

コミュニケーションをとることが苦手な人・充実した余暇生

近況報告・その他の話題を自由に発言し合う

問い合わせ 就業・生活支援センター ☎22-5085

仕事・対人関係・生活の悩み、趣味・特技の話題など 気軽に話ができる場所を作ることで、より安定した

●障がい者相談支援事業

社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を持った4人の相談 員が、障がいに関わるあらゆる相談に応じています。 お気軽にご相談ください。

- ■日 時 平日・午前9時~午後5時30分
- ■会 場 保健福祉センター1階
- ■たとえばこんな相談

■内 容

「障がい者手帳を取得したら、どん なサービスが受けられるのか」 「福祉サービスを受けられる事 業所について、教えてほしい」 「障がいのある子どもの将来が

*障がい者手帳の有無に関係 なく相談に応じます。

*相談は無料、秘密は厳守します。



障がい者相談支援窓口

問い合わせ 障害者相談支援 ☎31-0692/Ѭ32-7529/ ⊠sodanshien@ashiya-shakyo.com

● 権利擁護支援センター ●

障がいのあるかたや高齢者の権利を守るための相談事業等を 実施しています。虐待・消費者被害・財産管理・金銭管理・成年後見 制度の利用等の相談を行っていますので、ご利用ください。

- 時 平日·午前9時~午後5時30分
- ■会 場 保健福祉センター1階
- ■たとえばこんな相談
- ・人では契約ができないので、福祉サービスが利用できない」
- 「自分のお金を自分のために使えなくなっている」
- 「悪徳商法で物を買わされた」等

弁護士・司法書士等による「権利擁護専門相談(予約制)」も実施 しています。ご希望のかたはお問い合わせください。

問い合わせ 権利擁護支援センター 31-0682/FM31-0687/Mashiya-asc@hn. pasnet. org

《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の 「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記する か、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等 の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変 更せずに引き続き「害」の字を使っています。

障がい団体の活動内容

障がいのある人や、保護者が「会」を結成し、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活動をしてい ます。1人で悩まずに、まずは相談してみませんか?

より。「人で固めりに、よりは自成しているという!	
芦屋市身体障害者福祉協会 問い合わせ 杉田(☎22-4598)	視覚・聴覚・言語・肢体・内部の、身体障害者手帳を持つ 人の団体です。旅行やスポーツ、作品展や運動会に参加 してきずなを深め、困ったときに声を掛け合える会を目 指しています。
芦屋市身体障害児者父母の会 問い合わせ 木村(☎22-0827)	昭和38年設立。身体障がい児・者の育成と自立生活を 支援し、福祉の推進と会員相互の親睦を図っています。 療育相談・保護育成思想の普及等の事業も行っています。
芦屋市手をつなぐ育成会 問い合わせ 朝倉(☎31-0670)	療育手帳を持っている人と保護者の会です。障がいの ある人が、地域で生き生きと暮らせるよう、より良い環 境づくりに力を入れて活動しています。
声屋家族会 問い合わせ島(☎55-7702)	平成17年に発会した心に障がいを持つ人の家族の集まりです。17人と少数ですが、やわらかな支え合いを大切に、月1回の例会の開催とAMSC(芦屋メンタルサポートセンター)との合同紙「もく」を発行しています。

上記のほかにも、障がいのある人や家族を支える会があります。詳しくは、下記へ。

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/138-2178